

トリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）新旧対照表（2019年6月24日実施）

改定後（新）	改定前（旧）
タイトル <u>トリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）</u>	タイトル <u>トリプルセットポイントで割引規約</u>
第1条（本規約の適用） <p>KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと併せて「当社」といいます。）はこの<u>トリプルセットポイントで割引規約（カテエネガス for au）</u>（以下「本規約」といいます。）に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に対し、<u>トリプルセットポイントで割引（カテエネガス for au）</u>（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン1 for au（個別要綱）」、「カテエネガスプラン2 for au（個別要綱）」及び「カテエネガスプラン3 for au（個別要綱）」（以下併せて「個別要綱」といいます。）、<u>a uでんき需給約款、auでんき供給約款（関西電力・KDDI）、auでんき供給約款（中国電力・KDDI）、auでんき供給約款（北陸電力・KDDI）、auでんき供給約款（中部電力・KDDI）及びauでんき供給約款（東京電力・KDDI）</u>（以下併せて「auでんき約款」といいます。）、当社のau（LTE）通信サービス契約約款又はau（WIN）通信サービス契約約款<u>並びに当社のカテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約</u>に定めるところによります。</u></p> <p><u>3 当社は、本規約を変更することができます。この場合、本規約の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。</u></p> <p><u>4 本規約本文のほか、当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定する</u></p>	第1条（本規約の適用） <p>KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下KDDIと併せて「当社」といいます。）はこの<u>トリプルセットポイントで割引規約（以下「本規約」といいます。）</u>に基づき、第5条の定めに従い、同条第1項に定める本件契約者に対し、<u>トリプルセットポイントで割引</u>（以下「本施策」といいます。）を実施します。</p> <p><u>2 本規約は、東邦ガス株式会社（以下「東邦ガス」といいます。）が定める託送供給約款及びその他の供給条件等（以下総称して「託送約款等」といいます。）の供給区域に適用いたします。</u></p> <p><u>3 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）の定める「ガス基本契約要綱」並びに「カテエネガスプラン1 for au(個別要綱)」、「カテエネガスプラン2 for au(個別要綱)」及び「カテエネガスプラン3 for au(個別要綱)」（以下併せて「個別要綱」といいます。）<u>並びに</u>当社のau（LTE）通信サービス契約約款又はau（WIN）通信サービス契約約款に定めるところによります。</u></p> <p><u>4 当社は、本規約を変更することができます。この場合、本規約の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、本規約の変更は、変更後の本規約を当社の指定するWEBサイトに掲載することにより行います。</u></p> <p><u>5 本規約本文のほか、当社が定める本規約に関する諸規程（当社が別に当社の指定する</u></p>

<p>WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。) は、本規約の一部を構成するものとします。</p> <p><u>5</u> 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p>WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。) は、本規約の一部を構成するものとします。</p> <p><u>6</u> 本規約と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p>第2条（本規約の内容）</p> <p>本施策は、カテエネガスプラン for au サービス（中部電力の定める「ガス基本契約要綱」及び「個別要綱」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。<u>以下「ガスサービス」といいます。)</u> の契約者（以下「ガスサービス契約者」といいます。）に適用します。ガスサービス契約者が、ガスサービスに加え、au でんきサービス（au でんき約款に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）もご利用の場合に、au サービス（当社の提供する au（LTE）通信サービス及び au（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の利用状況等に応じ、当社が、お客様の<u>ガスサービス</u>に基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及び「ポイントプログラム利用規約」に定めるところに従い、WALLET ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与することをその内容とします。</p>	<p>第2条（本規約の内容）</p> <p>本規約は、カテエネガスプラン for au サービス（中部電力の定める「ガス基本契約要綱」及び「個別要綱」に基づき、当社の顧客向けに提供されるガスの供給及びガス料金の当社による立替払い等のサービスをいいます。<u>以下同じとします。)</u>、au でんきサービス（（au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）、au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、au でんき供給約款（中部電力・KDDI）または au でんき供給約款（東京電力・KDDI）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）に基づき、当社の顧客向けに提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）及び au 通信サービス（当社の提供する au（LTE）通信サービスまたは au（WIN）通信サービスをいいます。以下同じとします。）の全てを利用するお客様から次条に基づく申込みを受けた場合に、当社が、お客様の<u>カテエネガスプラン for au サービス</u>に基づくガス料金（以下「本件ガス料金」といいます。）に応じ、本規約及び「ポイントプログラム利用規約」に定めるところに従い、WALLET ポイント又は Wow!スーパーポイント（以下「本ポイント」といいます。）を<u>お客様に対して</u>付与することをその内容とします。</p>
<p>第3条（申込み）</p> <p><u>お客様がガスサービスの申込みを行った際に、同時に、本規約に承諾の上、本ポイントの提供を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）に申込みを行ったものとします。</u></p>	<p>第3条（申込み）</p> <p><u>本施策の適用を希望するお客様（以下「申込者」といいます。）は、本規約に承諾の上、当社が別に定める方法に従い当社に申込みを行うものとします。</u></p>
<p>第4条（契約の成立）</p> <p><u>ガスサービス契約が成立した場合、ガスサービス契約者と当社との間で、本件契約も成立するものとします。なお、1 のガスサービス契約につき、1 の本件契約が成立するものとします。</u></p>	<p>第4条（契約の成立）</p> <p><u>当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本規約の適用を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>(1) 申込者が、カテエネガスプラン for au サービスに係る契約を締結していること、又はカテエ</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、<u>本件契約は成立しないものとします。</u></p>	<p><u>ネガスプラン for au サービスに係る契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。</u></p> <p><u>(2) 申込者が、au でんきサービスに係る契約を締結していること、又は au でんきサービスに係る契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。</u></p> <p><u>(3) 申込者が、au 通信サービス及び au でんきサービスの利用について、「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約に同意していること。</u></p> <p><u>(4) 申込者が、カテエネガスプラン for au サービスと組み合わせて利用する回線（以下「対象契約者回線」といいます。）を指定すること、及び、対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている au ID 又は Wow!ID（当社が別に定める「ID 利用規約」に基づき付与する au ID 又は Wow!ID をいいます。以下同じとします。）を対象として、本規約の適用を受けることに同意していること。</u></p> <p><u>(5) 対象契約者回線が、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。</u></p> <p>ア 本件契約の申込みの時点で、その対象契約者回線について、現に au 通信サービスの提供を受けていること</p> <p>イ その対象契約者回線の契約者が法人でないこと。</p> <p>ウ その対象契約者回線の契約者が、申込者と同一であるか、申込者の家族（当社所定の基準を満たしたものに限ります。）であること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適当と判断したときは、<u>前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。</u></p>
<p>第5条（ポイントの付与）</p> <p><u>当社は、前条に従って本件契約が成立しており、かつ当社が本ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）において、本件契約者のガスサービスと au でんきサービスに関する料金その他の債務が一括して請求される状態となっている場合には、当社は、第3項以降の各項の定めに従って、カテエネガスプラン for au サービスに係る「ガス基本契約要綱」又は個別要綱に定める算定期間における本件ガス料金に、2%を乗じることにより得られた金額 1 円に対し 1 ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。また、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</u></p>	<p>第5条（ポイントの付与）</p> <p><u>当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」といいます。）により支払われる本件ガス料金に応じ、第3項の定めに従って算出した金額 1 円に対し 1 ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を、本件契約に係る対象契約者回線の利用に係る契約と紐付けて管理されている au ID 又は Wow!ID に付与します。なお、本件付与ポイントの付与は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降に請求する本件ガス料金について行います。</u></p>

<p><u>2 当社は、判定日において、立替払いサービス請求規約に定めるところに従って本件契約者のガスサービス料金とまとめて利用料金が請求される au サービス契約が有効な場合、当該 au サービス契約者に本件付与ポイントを付与します。</u></p> <p><u>3 前項の au サービス契約が有効でない場合も、当該契約者に継続して本件付与ポイントを付与します。</u></p> <p><u>4 前二項の定めにかかわらず、2019 年 6 月以前に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者が、前項で定める契約者と異なる場合は、2019 年 7 月以降も、2019 年 6 月以前の最後に本施策に従って本件付与ポイントの付与を受けた契約者に本件付与ポイントを付与します。</u></p> <p><u>5 本件付与ポイントの付与は、原則として、当該ガスサービスに係る料金の請求月の月末までに行います。但し、本件対象額または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合には、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。なお、本件付与ポイントの付与時点で、前三項に定める契約者の ID が有効でない場合は、当社は、本ポイントを付与しないものとし、当該付与に係る当社の債務は消滅するものとします。</u></p>	<p><u>2 前項にかかわらず、本件契約に係る対象契約者回線の指定が解除された場合には、au でんきポイントで割引規約に定める対象者回線（以下「au でんきポイントで割引対象者回線」といいます。）の契約者の auID に本件付与ポイントを付与するものとし、au でんきポイントで割引対象者回線の指定が解除された場合には、au でんきサービスに係る契約の契約者の Wow!ID に本件付与ポイントを付与するものとします。</u></p> <p><u>3 当社は、カテエネガスプラン for au サービスに係る「ガス基本契約要綱」又は個別要綱に定める算定期間における本件ガス料金に、2%を乗じることにより得られた金額に基づき、<u>前項</u>の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>4 本件付与ポイントの付与時点で、対象契約者回線、au でんきポイントで割引対象者回線又は au でんきサービスの利用に係る契約と紐付けて管理されている au ID 又は Wow!ID のいずれもが有効でない場合は、当社は、本件付与ポイントの付与の実施を要しないものとし、当該付与に係る当社の義務は消滅するものとします。</u></p>
<p>第6条（本件付与ポイントの減算等）</p> <p>当社は、本件契約者が、<u>ガスサービスに基づき当社が請求する金額又は当社のサービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合</u>、既に付与した本ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>	<p>第6条（本件付与ポイントの減算等）</p> <p>当社は、本件契約者が、<u>本件ガス料金又は当社の a u 通信サービスその他のサービスに係る料金の全部又は一部を支払わなかった場合</u>、既に付与した本件付与ポイント数に相当するポイントを減算することができるものとします。</p>
<p>第7条（本件契約の終了）</p> <p>本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。</p> <p>2 前項に定める他、<u>本件契約者のガスサービス契約が終了したときに、本件契約は自動的に</u></p>	<p>第7条（本件契約の終了）</p> <p>本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。</p> <p>2 前項に定める他、<u>本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了する</u></p>

<p><u>に終了するものとします。ただし、そのガスサービス契約の請求が行われている月については、本ポイントの付与を行います。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>前二項</u>の規定にかかわらず、当社は、本件契約者が第9条に違反した場合には、直ちに本件契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、その解約日が属する月をもって、本ポイントの付与を終了します。</p>	<p><u>ものとします。</u></p> <p><u>(1) 本件契約者のカテエネガスプラン for au サービスに係る契約又は au でんきサービスに係る契約のいずれかが終了したとき。</u></p> <p><u>(2) 対象契約者回線について、利用権の譲渡があったとき。</u></p> <p><u>(3) 対象契約者回線が、料金の支払遅延等のお客さま等の責に帰すべき事由により当社により解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 本件契約者のカテエネガスプラン for au サービスに係る契約又は au でんきサービスに係る契約の名義変更等により、第4条第1項第5号ウに定める条件を満たさなくなつたとき。</u></p> <p><u>(5) 対象契約者回線の契約者と当社との間の au ID 及び Wow!ID のいずれの利用に係る契約も終了したとき。</u></p> <p>3 前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月をもって、対象契約者回線の契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。</p> <p>4 <u>前三項</u>の規定にかかわらず、当社は、本件契約者が第9条に違反した場合には、直ちに本件契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、その解除日が属する月をもって、対象契約者回線の契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。</p>
<p>第8条（損害賠償）</p> <p>当社は、<u>本件契約者</u>に生じた損害について、当該損害の発生月に付与された本件付与ポイント相当の金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。</p>	<p>第8条（損害賠償）</p> <p>当社は、<u>本件契約に関して申込者又は本件契約者</u>に生じた損害について、当該損害の発生月に付与された本件付与ポイント相当の金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。</p>
<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本施策の実施に関して取得した<u>本件契約者及び本件契約者の同居の家族</u>に係る情報について、本施策の実施に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報取扱共通規約及びプライバシーポリシーに従って取り扱います。</p>	<p>第10条（顧客情報の取扱い）</p> <p>当社は、本規約の実施に関して取得した<u>申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者</u>に係る情報について、本規約の実施に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する個人情報取扱共通規約及びプライバシーポリシーに従って取り扱います。</p>

<p>附則</p> <p>1. 実施日</p> <p><u>本改定規約は、2019年6月24日より施行します。</u></p>	(新設)
---	------